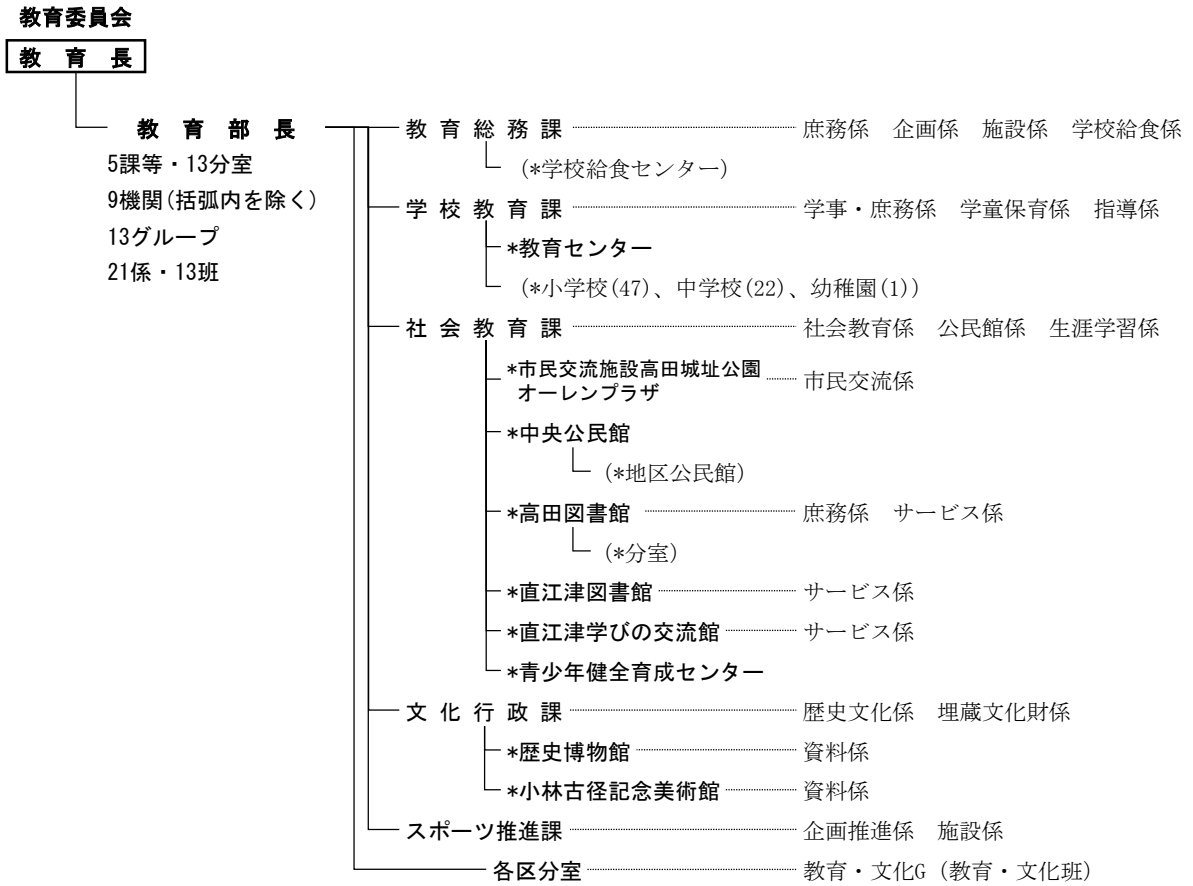


# 上越市教育委員会行政組織図（令和4年4月1日現在）

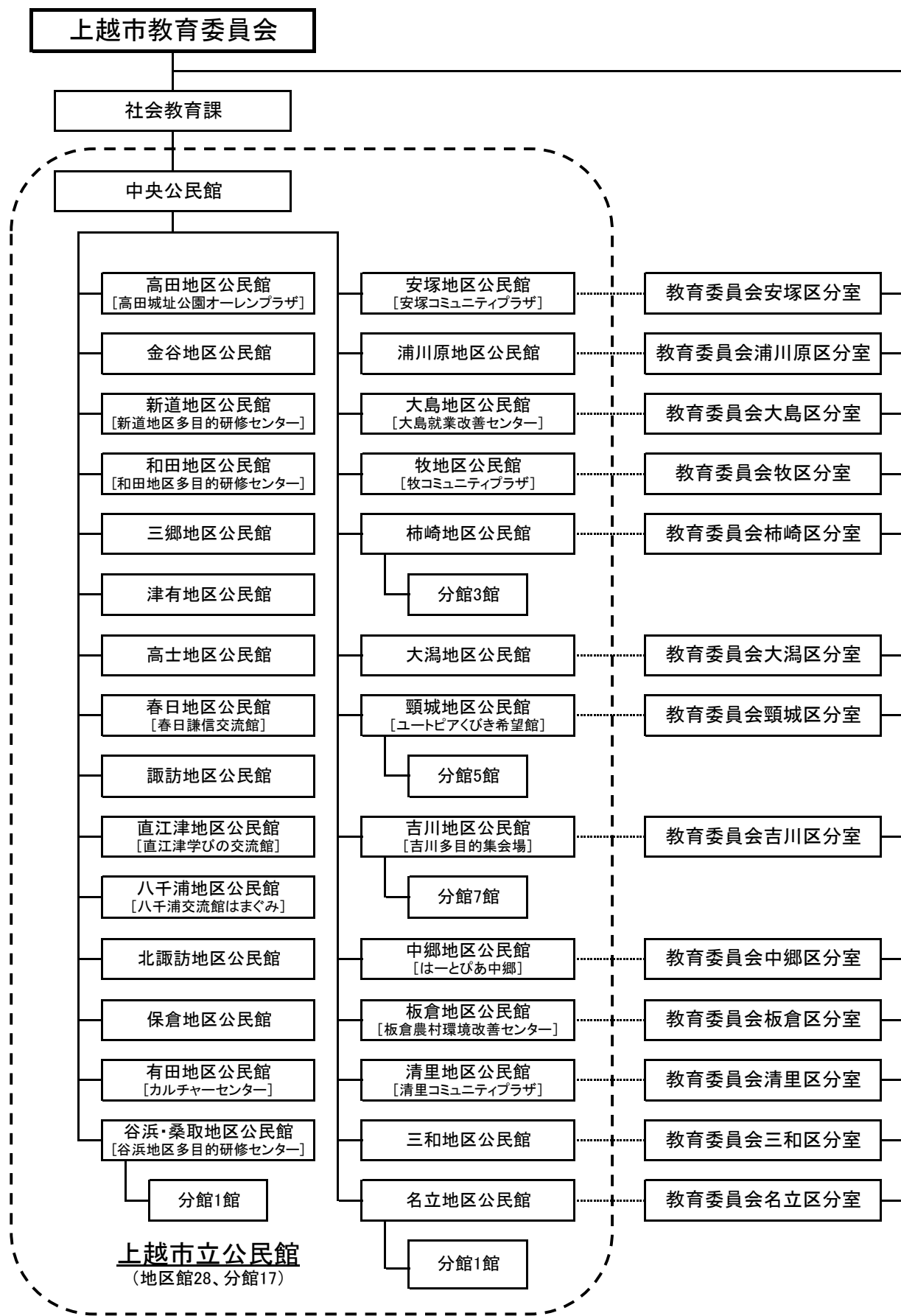


## 公民館関係者

- ◆公民館運営審議会委員(社会教育委員と兼務) 20人  
根拠法令  
社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条及び第30条  
上越市立公民館条例(昭和46年条例第37号)第6条
- ◆公民館主事 28人  
根拠法令  
上越市立公民館条例(昭和46年条例第37号)第8条
- ◆公民館運営委員 223人  
根拠法令  
上越市公民館運営委員設置要綱(令和元年12月24日実施)

# 上越市立公民館組織図

(令和4年4月1日現在)



※[ ]は施設名(条例上の名称)を示す

○上越市立公民館条例

昭和46年4月29日

条例第37号

改正 昭和46年10月4日条例第110号

昭和47年3月29日条例第22号

昭和48年12月24日条例第66号

昭和49年6月28日条例第44号

昭和50年3月29日条例第23号

昭和51年3月31日条例第12号

昭和53年9月30日条例第46号

昭和55年3月25日条例第13号

昭和55年7月11日条例第37号

昭和56年3月28日条例第14号

昭和56年6月27日条例第28号

昭和57年3月27日条例第25号

昭和58年3月31日条例第13号

昭和58年9月27日条例第36号

平成5年6月22日条例第37号

平成6年3月25日条例第25号

平成6年6月16日条例第32号

平成8年10月11日条例第38号

平成12年12月20日条例第57号

平成16年12月21日条例第89号

平成18年3月31日条例第29号

平成19年3月30日条例第58号

平成20年6月27日条例第50号

平成20年12月18日条例第64号

平成23年3月22日条例第22号

平成23年12月19日条例第40号

平成24年3月26日条例第4号

平成25年3月26日条例第28号

平成26年3月27日条例第15号

平成27年3月27日条例第39号

平成27年3月27日条例第94号

平成27年9月29日条例第129号

平成28年3月23日条例第32号

平成29年3月24日条例第1号

平成29年3月24日条例第15号

平成31年3月26日条例第41号

令和元年12月19日条例第107号

令和2年3月26日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条及び第30条の規定に基づき、上越市の公民館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めること

を目的とする。

- 2 公民館は、上越市区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって生活文化の振興及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 上越市に公民館を設置する。

- 2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上越市立中央公民館	上越市本城町8番1号

(地区公民館等の設置)

第2条の2 前条に規定する公民館に地区公民館を、地区公民館に分館を設置する。

- 2 地区公民館及び分館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地区公民館

名称	位置
上越市立高田地区公民館	上越市本城町8番1号
上越市立新道地区公民館	上越市大字寺81番地4
上越市立金谷地区公民館	上越市寺町二丁目16番21号
上越市立春日地区公民館	上越市春日山町三丁目1番60号
上越市立諏訪地区公民館	上越市大字上真砂203番地
上越市立津有地区公民館	上越市平成町533番地1
上越市立三郷地区公民館	上越市大字天野原新田75番地3
上越市立和田地区公民館	上越市大字石沢1751番地2
上越市立高土地区公民館	上越市大字飯田11番地2
上越市立直江津地区公民館	上越市中央一丁目3番18号
上越市立有田地区公民館	上越市春日新田二丁目19番1号
上越市立八千浦地区公民館	上越市大字下荒浜982番地41
上越市立保倉地区公民館	上越市大字上吉野1640番地1
上越市立北諏訪地区公民館	上越市大字上千原529番地3
上越市立谷浜・桑取地区公民館	上越市大字有間川441番地1
上越市立安塚地区公民館	上越市安塚区安塚777番地
上越市立浦川原地区公民館	上越市浦川原区釜淵5番地
上越市立大島地区公民館	上越市大島区岡3388番地1
上越市立牧地区公民館	上越市牧区田島705番地10
上越市立柿崎地区公民館	上越市柿崎区柿崎6406番地
上越市立大潟地区公民館	上越市大潟区土底浜1079番地1
上越市立頸城地区公民館	上越市頸城区百間町716番地
上越市立吉川地区公民館	上越市吉川区原之町1819番地1
上越市立中郷地区公民館	上越市中郷区二本木1763番地
上越市立板倉地区公民館	上越市板倉区針986番地
上越市立清里地区公民館	上越市清里区荒牧18番地
上越市立三和地区公民館	上越市三和区井ノ口329番地1
上越市立名立地区公民館	上越市名立区名立大町200番地1

(2) 分館

名称	位置
----	----

上越市立谷浜・桑取地区公民館桑取分館	上越市大字増沢966番地
上越市立柿崎地区公民館川西分館	上越市柿崎区上下浜466番地2
上越市立柿崎地区公民館下黒川分館	上越市柿崎区下小野1507番地
上越市立柿崎地区公民館黒川分館	上越市柿崎区岩手690番地1
上越市立頸城地区公民館南川分館	上越市頸城区松本243番地6
上越市立頸城地区公民館西部分館	上越市頸城区松橋313番地
上越市立頸城地区公民館大坂井分館	上越市頸城区大坂井222番地1
上越市立頸城地区公民館明治分館	上越市頸城区上増田79番地3
上越市立頸城地区公民館明治南分館	上越市頸城区花ヶ崎591番地
上越市立吉川地区公民館東田中分館	上越市吉川区東田中175番地
上越市立吉川地区公民館泉谷分館	上越市吉川区泉谷51番地
上越市立吉川地区公民館勝穂分館	上越市吉川区赤沢1033番地
上越市立吉川地区公民館竹直分館	上越市吉川区竹直1745番地
上越市立吉川地区公民館源分館	上越市吉川区山直海1648番地1
上越市立吉川地区公民館川谷分館	上越市吉川区川谷3351番地
上越市立吉川地区公民館旭分館	上越市吉川区梶2448番地
上越市立名立地区公民館上名立分館	上越市名立区西蒲生田181番地1

(管理)

第3条 上越市立公民館は、上越市教育委員会が管理する。

(利用時間)

第4条 別表に掲げる公民館の施設（以下「公民館施設」という。）の利用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 公民館施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(図書室の利用時間等)

第5条の2 前2条の規定にかかわらず、図書室の利用時間及び休館日は、教育委員会が別に定める。

(公民館運営審議会)

第6条 法第29条により、上越市立公民館に運営審議会を置く。

(組織及び委員の任期)

第7条 前条の運営審議会は、上越市社会教育委員条例（昭和46年上越市条例第38号）第1条に規定する上越市社会教育委員（以下「社会教育委員」という。）のうちから教育委員会が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、社会教育委員としての任期と同一の期間とし、再任を妨げない。

(公民館主事)

第8条 教育委員会は、第1条第2項に定める目的を推進するため、必要に応じ、地区公民館又は分館に公民館主事を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 公民館運営審議会委員及び公民館主事の報酬及び費用弁償は、別に条例の定めるところによる。

(入館の制限)

第9条の2 教育委員会は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不適

当と認められる者に対しては、公民館への入館を拒み、又は公民館からの退館を命ずることができる。

(利用の承認)

第10条 公民館施設(図書室を除く。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公民館施設の施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他公民館施設の管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項の承認に当たり、公民館施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 教育委員会が公民館施設の管理上必要と認めて行う指示に従わないとき。

(使用料)

第12条 第10条第1項の承認を得た者は、別表に定める使用料を利用開始前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用開始後にその全部又は一部を納付することができる。

(使用料の減免)

第13条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を免除し、又は減額することができる。

- (1) 市が主催する場合 使用料の全額
- (2) 市が共催する場合 使用料の50パーセントの額
- (3) その他市長が必要と認める場合 必要と認める額

(使用料の還付)

第14条 納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 利用の承認を得た者の責めに帰することのできない理由により利用できないとき。 使用料の全額
- (2) 利用の取消しを利用日前3日までに申し出て承認されたとき。 使用料の70パーセントの額
- (3) その他市長が必要と認める場合 必要と認める額

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第110号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年条例第22号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年条例第66号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和49年条例第44号）  
この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第23号）  
この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第12号）  
この条例は、昭和51年4月10日から施行する。

附 則（昭和53年条例第46号）  
この条例は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第13号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第37号）  
この条例は、昭和55年7月15日から施行する。

附 則（昭和56年条例第14号）  
この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第28号）  
（施行期日）

1 この条例は、昭和56年7月1日から施行する。  
（上越市使用料の徴収に関する条例の一部改正）

2 上越市使用料の徴収に関する条例（昭和46年上越市条例第57号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和57年条例第25号）  
この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第13号）  
この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第36号）  
この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第37号）  
この条例は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第25号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第32号）  
この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第38号）  
この条例は、平成8年10月14日から施行する。

附 則（平成12年条例第57号）  
この条例は、平成13年1月4日から施行する。

附 則（平成16年条例第89号）  
この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第29号）  
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第58号）  
（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の2の改正規定 平成19年4月11日
  - (2) その他の改正規定及び次項の規定 平成19年10月1日  
(適用区分)
- 2 改正後の上越市立公民館条例の規定は、前項第2号に定める日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。  
附 則 (平成20年条例第50号)  
この条例は、平成20年7月26日から施行する。  
附 則 (平成20年条例第64号)  
この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則 (平成23年条例第22号)  
この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
附 則 (平成23年条例第40号) 抄  
(施行期日)
  - 1 この条例は、平成24年2月1日から施行する。  
附 則 (平成24年条例第4号)  
(施行期日)
  - 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
(適用区分)
  - 2 第1条の規定による改正後の上越市立公民館条例第7条、第2条の規定による改正後の上越市博物館協議会条例第3条及び第3条の規定による改正後の上越市立図書館条例第13条の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後に委嘱され、又は任命される委員について適用し、同日前に委嘱され、又は任命された委員については、なお従前の例による。  
附 則 (平成25年条例第28号)  
(施行期日)
  - 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。  
(経過措置)
  - 2 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の上越市地域生涯学習センター条例第11条第1項の規定により名立北地域生涯学習センターの体育館又は屋外運動場の照明設備の利用の承認を得ている者は、それぞれ第1条の規定による改正後の上越市立公民館条例第10条第1項の規定により名立地区公民館名立北分館の体育館又は屋外運動場の照明設備の利用の承認を得ている者とみなす。  
附 則 (平成26年条例第15号) 抄  
(施行期日)
  - 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(上越市立公民館条例の一部改正に伴う適用区分)
  - 5 前項の規定による改正後の上越市立公民館条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱される委員について適用し、同日前に委嘱された委員については、なお従前の例による。  
附 則 (平成27年条例第39号)  
(施行期日)
  - 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。  
(適用区分)
  - 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。  
附 則 (平成27年条例第94号) 抄



(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第129号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第32号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年9月29日から施行する。

附 則 (平成29年条例第15号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第41号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年条例第107号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年条例第22号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第4条、第12条関係)

(1) 地区公民館

施設名		使用料 (1時間につき)
金谷地区公民館	第1会議室	120円
	第2会議室	110円
	大会議室	310円
	調理実習室	120円
諏訪地区公民館	和室	120円
	集会室	380円
	調理実習室	110円
津有地区公民館	大会議室	650円
	中会議室	150円
	第1和室	110円
	第2和室	110円
	茶室	110円
	調理実習室	130円
三郷地区公民館	和室	130円
	集会室	310円
	調理実習室	110円
高士地区公民館	大会議室	410円
	中会議室	170円
	第1和室	110円
	第2和室	110円

	調理実習室	180円
	工作室	120円
	自由広場	360円
保倉地区公民館	研修室	440円
	集会室1	170円
	集会室2	170円
	集会室3	170円
	集会室4	170円
	集会室5	110円
	集会室6	110円
	調理実習室	120円
北諏訪地区公民館	集会室	300円
	第1和室	110円
	第2和室	210円
	調理実習室	110円
安塚地区公民館	図書室	無料
浦川原地区公民館	講座室	110円
	会議室	210円
	実習室	170円
	講堂	680円
大島地区公民館	図書室	無料
牧地区公民館	図書室	無料
柿崎地区公民館	第1会議室	300円
	第2会議室	210円
	学習室	390円
	視聴覚室	350円
	第1講座室	170円
	第2講座室	170円
	集会室	880円
	談話室	130円
	コミュニティルーム	240円
	ふれあいルーム	480円
	図書室	無料
大潟地区公民館	第1和室	110円
	第2和室	110円
	第3和室	110円
	会議室	210円
	集会室	800円
	図書室	無料
吉川地区公民館	図書室	無料
中郷地区公民館	図書室	無料
板倉地区公民館	図書室	無料
清里地区公民館	図書室	無料

三和地区公民館	会議室A	120円
	会議室B	170円
	会議室C	110円
	講堂	680円
	講座室A	170円
	講座室B	170円
	図書室	無料
名立地区公民館	第1会議室	270円
	第2会議室	360円
	第3会議室	250円
	第1講座室	130円
	第2講座室	190円
	調理室	140円
	体育館	840円
	図書室	無料

備考

- 1 生活文化の振興、社会教育の推進、地域住民の集会等の目的以外の目的で利用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。
- 3 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 4 備考1及び備考2のいずれにも該当する場合の使用料は、定額使用料にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。
- 5 次に掲げる公民館図書室の位置は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 吉川地区公民館図書室 上越市吉川区下町1126番地
  - (2) 板倉地区公民館図書室 上越市板倉区針722番地1
  - (3) 清里地区公民館図書室 上越市清里区平成1788番地

(2) 分館

施設名		使用料 (1時間につき)
柿崎地区公民館川西分館	小集会室	110円
	中集会室 (1階)	220円
	中集会室 (2階)	170円
	大集会室	530円
	調理実習室	220円
柿崎地区公民館下黒川分館	小集会室 (1階)	110円
	小集会室 (2階)	110円
	中集会室	170円
	大集会室	530円
	調理実習室	260円
頸城地区公民館南川分館	会議室1	170円
	会議室2	130円
	会議室3	120円
	会議室4	110円

	大会議室	770円
	調理実習室	230円
頸城地区公民館西部分館	会議室1	110円
	会議室2	110円
	大会議室	480円
	調理実習室	110円
頸城地区公民館大坂井分館	会議室1	110円
	会議室2	110円
	大会議室	480円
	調理実習室	120円
頸城地区公民館明治分館	会議室1	110円
	会議室2	110円
	大会議室	360円
	調理実習室	140円
頸城地区公民館明治南分館	会議室1	110円
	会議室2	110円
	大会議室	480円
	調理実習室	120円
吉川地区公民館東田中分館	体育館	450円
	集会室	230円
吉川地区公民館泉谷分館	体育館	410円
	集会室	200円
吉川地区公民館勝穂分館	体育館	410円
	集会室	220円
吉川地区公民館竹直分館	体育館	480円
吉川地区公民館源分館	和室	120円
	大会議室	250円
吉川地区公民館川谷分館	体育館	480円
名立地区公民館上名立分館	多目的ホール	210円
	会議室	110円
	調理実習室	110円
	研修室	300円

備考

- 1 生活文化の振興、社会教育の推進、地域住民の集会等の目的以外の目的で利用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。
- 3 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 4 備考1及び備考2の規定のうち複数のものに該当する場合の使用料は、定額使用料にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。

○上越市公民館運営委員設置要綱

(設置)

第1条 地域に密着した公民館活動を推進するため、地区公民館及び分館に公民館運営委員（以下「運営委員」という。）を置く。

(活動)

第2条 運営委員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域の課題及び公民館事業に係る地域の要望を把握すること。
- (2) 教育委員会の職員と協力し、公民館事業の企画運営を行うこと。
- (3) 公民館活動による人づくりを推進すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認めること。

(配置)

第3条 運営委員は、一の地区公民館及び分館につきおおむね3人以上を置くものとする。

(認定)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する人を運営委員として認定する。

- (1) 町内会長連絡協議会、公民館の利用団体その他地域で活動する団体の推薦する人
- (2) その他教育委員会が必要と認める人

2 教育委員会は、前項の規定により運営委員として認定したときは、別に定める認定証を交付するものとする。

3 第1項の規定による認定の有効期間は、認定の日から2年とし、当該有効期間の満了後、再度認定を受けることを妨げない。ただし、運営委員が欠けた場合の後任として認定を受けた運営委員は、前任者の認定の有効期間を引き継ぐものとする。

(認定の取消し)

第5条 教育委員会は、運営委員が次の各号のいずれかに該当したときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 辞退の申出があったとき。
- (2) その他教育委員会が運営委員として不相当と認めるとき。

(謝金の支払)

第6条 運営委員には、予算の範囲内において活動1回につき1,500円以内の謝金を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年11月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に改正前の上越市公民館サポーター設置要綱の規定により公民館サポーターとして認定されている人は、その認定の有効期間に限り、改正後の上越市公民館運営委員設置要綱の規定により公民館運営委員として認定されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和元年12月24日から実施する。

## 上越市立公民館事業及び地域公民館事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地域住民の主体的な活動及び共同体意識を高めるため、地域における公民館事業及び地域公民館事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「公民館事業」とは、中央公民館・地区公民館及び分館が計画して行う事業のことをいう。

2 この要領において「地域公民館事業」とは、条例上削除した分館が計画して行う事業のことをいう。

### (対象事業)

第3条 公民館事業及び地域公民館事業の対象となる事業は、公益性を有する事業のうち地域の課題や実情を踏まえて実施する事業で、かつ、第1条の趣旨及び第2条の定義に即したのものとする。

### (事業の内容等)

第4条 事業は、次の各号に掲げる柱に区分するものとし、それぞれの事業の目的は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学びのきっかけづくり 地域住民のニーズに応じた趣味や教養講座等から個人の学びの意欲を高めるとともに、交流の輪を広げる。
- (2) 未来を支える人づくり 地域資源及び地域の人材を活用した体験活動や交流等を通じて、子どもたちの豊かな心をはぐくむ。
- (3) 育ち合い、支え合う家庭環境づくり 子どもが健やかに育つよう家庭の教育力向上を図るとともに、子どもの居場所づくりに努める。
- (4) 地域・現代課題に対応した地域づくり 各地域自治区における地域の課題や情報モラル等の現代課題を学習することにより、課題解決に向けた意識を高める。
- (5) 行動する人への支援 これから行動しようとする人や自主的に活動している団体、個人への活動支援を通じて、活動機会の提供及び活動の維持・継続を図る。

### (事業の実施)

第5条 公民館事業及び地域公民館事業の実施に当たっては、あらかじめ学習内容を綿密に検討の上、計画するものとし、内容検討の際には、継続的な学習及び参加者相互の学び合いに配慮するものとする。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

# 公民館施設の概要

(令和4年4月1日現在)

## 1. 地区公民館 (28地区館)

区分	所在地	名称 (条例上の名称)	住所	建設 年度	構造	建物面積 (㎡)	部屋数	利用件数 【R3年度】 (件)	利用者数 【R3年度】 (人)
地区 公民館	合併前 上越市	高田地区公民館 (高田城址公園オーブンプラザ)	本城町 8-1	H29	RC造3階	5004.49	16	7,263	122,464
		新道地区公民館 (新道地区多目的研修センター)	寺 81-4	S56	RC造2階	341.68	4	462	3,188
		金谷地区公民館	寺町 2-16-21	S56	木造2階	270.17	4	682	6,241
		春日地区公民館 (春日謙信交流館)	春日山町 3-1-60	H20	鉄骨造平屋	878.58	8	5,134	65,717
		諏訪地区公民館	上真砂 203	S55	木造平屋	199.62	3	307	2,959
		津有地区公民館	平成町 533-1	H4	鉄骨造2階	604.53	6	1,098	13,673
		三郷地区公民館	天野原新田 75-3	S55	木造2階	218.12	3	297	2,699
		和田地区公民館 (和田地区多目的研修センター)	石沢 1751-2	S58	木造2階	280.93	6	380	2,296
		高土地区公民館	飯田 11-2	H8	鉄骨造2階	625.00	6	438	5,617
		直江津地区公民館 (直江津学びの交流館)	中央 1-3-18	H20	RC造2階	4026.67	6	2,492	24,777
		有田地区公民館 (カルチャーセンター)	春日新田 2-19-1	S58	RC造2階	3,653.27	11	3,092	44,223
		八千浦地区公民館 (八千浦交流館はまぐみ)	下荒浜 982-41	H19	鉄骨造2階	1,540.87	10	1,860	30,633
		保倉地区公民館	上吉野 1640-1	S59	RC造2階	550.00	8	139	1,635
		北諏訪地区公民館	上千原 529-3	H13	鉄骨造2階	299.44	4	223	1,776
谷浜・桑取地区公民館 (谷浜地区多目的研修センター)	有間川 441-1	S57	RC造2階	333.96	5	506	5,408		

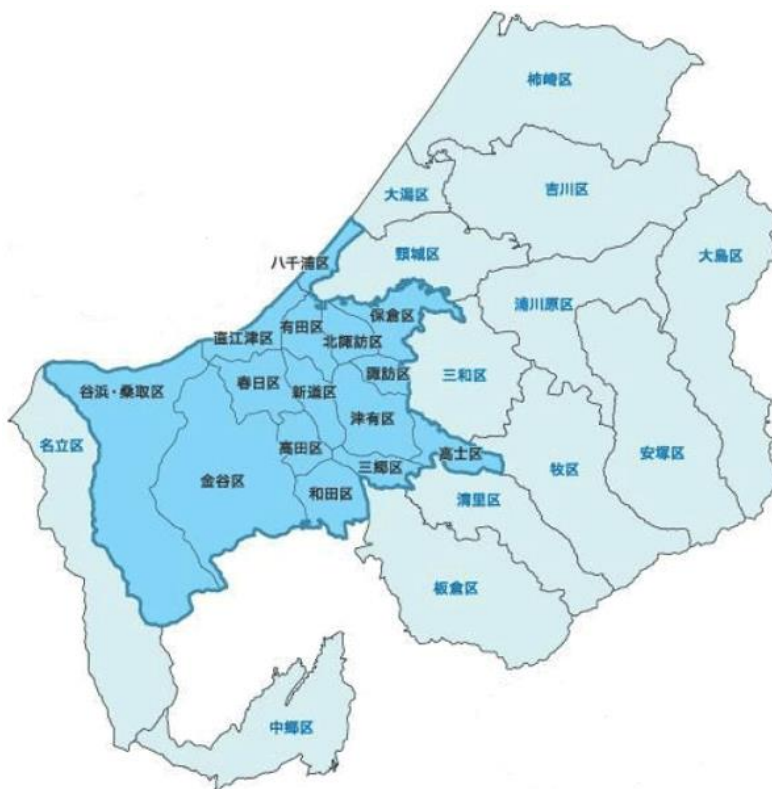
区分	所在地	名称 (条例上の名称)	住所	建設 年度	構造	建物面積 (㎡)	部屋数	利用件数 【R3年度】 (件)	利用者数 【R3年度】 (人)
地区公民館	安塚区	安塚地区公民館 (安塚コミュニティプラザ)	安塚 777	S57	RC造3階	1,297.78	6	928	10,056
	浦川原区	浦川原地区公民館	釜淵 5	S48	RC造3階	1,078.62	4	278	2,444
	大島区	大島地区公民館 (大島就業改善センター)	岡 3388-1	S53	RC造3階	1,112.75	5	181	2,218
	牧区	牧地区公民館 (牧コミュニティプラザ)	田島 705-10	S50	RC造3階	1,307.15	9	696	7,068
	柿崎区	柿崎地区公民館	柿崎 6406	S54	RC造3階	1,749.38	12	1,329	11,554
	大湊区	大湊地区公民館	土底浜 1079-1	S52	RC造3階	1,053.84	5	452	5,016
	頸城区	頸城地区公民館 (ユートピアくびき 希望館)	百間町 716	H3	RC造2階	5,863.00	22	2,532	262,422
	吉川区	吉川地区公民館 (吉川多目的集会場)	原之町 1819-1	S59	RC造2階	724.52	4	213	3,258
	中郷区	中郷地区公民館 (はーとぴあ中郷)	二本木 1763	H10	RC造3階	3,290.54	11	325	8,597
	板倉区	板倉地区公民館 (板倉農村環境改善センター)	針 986	S58	RC造2階	1,714.00	6	1,226	25,971
	清里区	清里地区公民館 (清里コミュニティプラザ)	荒牧 18	S60	RC造3階	868.00	5	805	10,389
	三和区	三和地区公民館	井ノ口 329-1	S51	RC造2階	1,137.36	6	109	1,520
	名立区	名立地区公民館	名立大町 200-1	H25	RC造1階	1,607.89	7	796	10,174



## 2. 分館 (17館)

区分	所在地	名称 (条例上の名称)	住所	建設 年度	構造	建物面積 (㎡)	部屋数	利用件数 【R3年度】 (件)	利用者数 【R3年度】 (人)
分館	合併前 上越市	桑取分館 (桑取地区多目的研修センター)	増沢 966	S56	RC造2階	333.77	7	78	805
	柿崎区	川西分館	上下浜 466-2	S62	RC造2階	601.56	4	384	2,779
		下黒川分館	下小野 1507	S59	RC造2階	509.24	6	161	2,124
		黒川分館 (柿崎就業改善センター)	岩手 690-1	S56	RC造2階	500.36	6	84	979
	頸城区	南川分館	松本 243-6	H11	鉄骨造2階	728.96	6	182	1,908
		西部分館	松橋 313	H5	木造2階	337.86	4	126	1,659
		大坂井分館	大坂井 222-1	S59	木造2階	326.94	4	30	652
		明治分館	上増田 79-3	S52	木造2階	370.98	5	69	762
		明治南分館	花ヶ崎 591	H10	木造2階	337.86	4	41	396
	吉川区	東田中分館	東田中 175	S31	木造1階	319.00	2	11	661
		泉谷分館	泉谷 51	S47	RC造1階	370.00	2	23	457
		勝穂分館	赤沢 1033	S34	木造1階	298.00	2	41	570
		竹直分館	竹直 1745	S49	鉄骨造1階	329.00	1	2	450
		源分館	山直海 1648-1	S62	木造2階	331.24	2	29	479
		川谷分館	川谷 3351	S51	鉄骨造1階	323.00	1	22	359
		旭分館 (吉川旭地区農業拠点センター)	梶 2448	H10	木造2階	337.86	5	21	1,046
	名立区	上名立分館	西蒲生田 181-1	H16	木造2階	808.04	5	12	142

# 各地区公民館の連絡先



地区館名(条例上の名称)	電話番号	住所
高田地区公民館 (高田城址公園オーレンプラザ)	025-525-1311	本城町 8-1
新道地区公民館 (新道地区多目的研修センター)	025-524-8951	寺 81-4
金谷地区公民館	025-524-3105	寺町 2-16-21
春日地区公民館 (春日謙信交流館)	025-521-2066	春日山町 3-1-60
諏訪地区公民館	025-520-2203	上真砂 203
津有地区公民館	025-524-8948	平成町 533-1
三郷地区公民館	025-524-9293	天野原新田 75-3
和田地区公民館 (和田地区多目的研修センター)	025-522-3261	石沢 1751-2
高士地区公民館	025-528-4033	飯田 11-2
直江津地区公民館 (直江津学びの交流館)	025-543-2859	中央 1-3-18

地区館名(条例上の名称)	電話番号	住所
有田地区公民館 (カルチャーセンター)	025-543-7188	春日新田 2-19-1
八千浦地区公民館 (八千浦交流館はまぐみ)	025-543-3191	下荒浜 982-41
保倉地区公民館	025-520-2033	上吉野 1640-1
北諏訪地区公民館	025-544-2427	上千原 529-3
谷浜・桑取地区公民館 (谷浜地区多目的研修センター)	025-546-2002	有間川 441-1
安塚地区公民館 (安塚コミュニティプラザ)	025-592-2003 (安塚区総合事務所)	安塚区安塚 777
浦川原地区公民館	025-599-2104 (浦川原区総合事務所)	浦川原区釜淵 5
大島地区公民館 (大島就業改善センター)	025-594-3201	大島区岡 3388-1
牧地区公民館 (牧コミュニティプラザ)	025-533-5130	牧区田島 705-10
柿崎地区公民館	025-536-3823	柿崎区柿崎 6406
大潟地区公民館	025-534-4367	大潟区土底浜 1079-1
頸城地区公民館 (ユートピアくびき 希望館)	025-530-2360	頸城区百間町 716
吉川地区公民館 (吉川多目的集会場)	025-548-2311 (吉川区総合事務所)	吉川区原之町 1819-1
中郷地区公民館 (はーとぴあ中郷)	0255-74-2338	中郷区二本木 1763
板倉地区公民館 (板倉農村環境改善センター)	0255-78-2325	板倉区針 986
清里地区公民館 (清里コミュニティプラザ)	025-528-3111 (清里区総合事務所)	清里区荒牧 18
三和地区公民館	025-532-4538	三和区井ノ口 329-1
名立地区公民館	025-537-2004	名立区名立大町 200-1

## 公民館図書室の連絡先

No.	名 称	利用時間	休 館 日	電話番号	住 所
1	安塚地区公民館図書室	月～金 8:30～17:15 土・日・祝 9:00～17:00	12/29～1/3	025-592-2003	安塚区安塚 777 (安塚コミュニティプラザ内、 問い合わせ先は総合事務所)
2	大島地区公民館図書室	8:30～17:15	12/29～1/3	025-594-3201	大島区岡 3388-1 (大島就業改善センター内)
3	牧地区公民館図書室	8:30～19:00	12/29～1/3	025-533-5130	牧区田島 705-10 (牧コミュニティプラザ内)
4	柿崎地区公民館図書室	8:30～19:00	12/29～1/3	025-536-3823	柿崎区柿崎 6406 (柿崎地区公民館内)
5	大潟地区公民館図書室	8:30～19:00	12/29～1/3	025-534-4367	大潟区土底浜 1079-1 (大潟地区公民館内)
6	吉川地区公民館図書室	8:30～17:15	12/29～1/3	025-548-2311	吉川区下町 1126 (吉川コミュニティプラザ内)
7	中郷地区公民館図書室	9:00～19:00	毎週月曜(月曜が祝日の場合は翌日)、 12/29～1/3	0255-74-2338	中郷区二本木 1763 (はーとぴあ中郷内)
8	板倉地区公民館図書室	8:30～17:15	12/29～1/3	0255-78-2141	板倉区針 722-1 (板倉コミュニティプラザ内)
9	清里地区公民館図書室	9:00～17:15	12/29～1/3	025-528-7300	清里区平成 1788 (清里スポーツセンター内)
10	三和地区公民館図書室	8:30～17:15	12/29～1/3	025-532-4538	三和区井ノ口 329-1 (三和地区公民館内)
11	名立地区公民館図書室	8:30～17:15	12/29～1/3	025-537-2004	名立区名立大町 200-1

※ 浦川原区と頸城区には、公民館図書室ではなく上越市立図書館 浦川原分館、頸城分館がある